

## 指定確認検査機関の処分等の基準 新旧対照表

	改定後	改定前
1	1～5 (略)	1～5 (略)
2		
3	6 処分等に伴う措置	6 処分等に伴う措置
4	(1) (略)	(1) (略)
5	(2) 業務の引継ぎ	(2) 業務の引継ぎ
6	取消しを行った場合には、 <u>建築基準法に基づく指定建築基準適合</u>	取消しを行った場合には、 <u>法第 77 条の 29 第 1 項の帳簿を、国土</u>
7	<u>判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。</u>	交通大臣が指定した機関に係るものについては国土交通大臣が、地
8	<u>以下「機関省令」という。）第 28 条第 3 項に規定する帳簿を、国土</u>	方整備局長が指定した機関に係るものについては地方整備局長が、
9	交通大臣が指定した機関に係るものについては国土交通大臣が、地	それぞれ引き継ぐとともに、 <u>同条第 2 項の書類を当該書類に係る建</u>
10	方整備局長が指定した機関に係るものについては地方整備局長が、	築物について確認その他の建築基準法令の規定による処分をする
11	それぞれ引き継ぐとともに、 <u>機関省令第 29 条第 3 項に規定する書</u>	権限を有する建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）
12	類を当該書類に係る建築物について確認その他の建築基準法令の	の所属する特定行政庁に引き継がせるものとする。
13	規定による処分をする権限を有する建築主事又は建築副主事（以下	
14	「建築主事等」という。）の所属する特定行政庁に引き継がせるもの	
15	とする。	
16	(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)
17		
18	7～8 (略)	7～8 (略)
19		
20	(附則)	(附則)
21	1 この基準は、 <u>令和八年〇月〇日から施行する。</u>	1 この基準は、 <u>令和七年四月一日から施行する。</u>

改定後					改定前					
1	(別表) (該当する関係条項のみ記載)				(別表) (該当する関係条項のみ記載)					
2										
3	根拠条	関係条	処 分 事 由	処分	標準的な	根拠条	関係条	処 分 事 由	処分	標準的な
4	項	項		ラン	処分内容	項	項		ラン	処分内容
5				ク					ク	
6	77 の	77 の 27	③法第 93 条第 4 項の消防長等へ	D	業 務 停 止	77 の	77 の 27	③法第 93 条第 4 項の消防長等へ	C	業 務 停 止
7	35②二	①	の通知義務違反		命 令 1 月	35②二	①	の通知義務違反		命 令 3 月
8			④法第 93 条第 5 項の保健所長へ	D	業 務 停 止			④法第 93 条第 5 項の保健所長へ	C	業 務 停 止
9			の通知義務違反		命 令 1 月			の通知義務違反		命 令 3 月
10	77 の	77 の 20	機関又は機関の親会社等である指	B	業 務 停 止	77 の	77 の 20	機関の親会社等である指定構造計	B	業 務 停 止
11	35②四	六	定構造計算適合性判定機関に対し		命 令 6 月	35②四	六	算適合性判定機関の行った構造計		命 令 6 月
12			てされた構造計算適合性判定の申					算適合性判定の申請又は求めに係		
13			請又は求めに係る建築物の計画に					る建築物の計画についての建築確		
14			ついでる建築確認等の実施					認等の実施		
15	(注 1) 「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「77 の 35②				(注 1) 「根拠条項」及び「関係条項」欄について、例えば、「77 の 35②					
16	一」は「法第 77 条の 35 第 2 項第 1 号」の意である。				一」は「法第 77 条の 35 第 2 項第 1 号」の意である。					
17	(注 2) 「処分事由」欄の「(※1)」、「(※2)」及び「(※3)」は次のとおり				(注 2) 「処分事由」欄の「(※1)」、「(※2)」及び「(※3)」は次のとおり					
18	である。				である。					
19	(※1) : 法第 87 条第 1 項、第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは				(※1) : 法第 87 条第 1 項、第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは					
20	第 2 項において準用する場合を含む。				第 2 項において準用する場合を含む。					
21	(※2) : 法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準				(※2) : 法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準					
22	用する場合を含む。				用する場合を含む。					
23	(※3) : 法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項において準用する場合を含				(※3) : 法第 87 条の 4 又は第 88 条第 1 項において準用する場合を含					
24	む。				む。					
25	(注 3) 「標準的な処分内容」欄の内容を標準として、「5 機関の処分等				(注 3) 「標準的な処分内容」欄の内容を標準として、「5 機関の処分等					

	改定後	改定前
1	<u>の基準」(2)から(4)までに定めるところにより処分を決定す</u>	
2	<u>る。</u>	
3	<u>(注4) 監督命令は、法第77条の30第1項の規定に基づき確認検査の</u>	
4	<u>業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認め</u>	
5	<u>るときに行うことができる。</u>	

	改定後	改定前
1	指定確認検査機関の処分等の基準について（補足）	指定確認検査機関の処分等の基準について（補足）
2		
3	処分の対象となる行為が「指定確認検査機関の処分等の基準」別表	処分の対象となる行為が「指定確認検査機関の処分等の基準」別表
4	「関係条項」欄の「その他」の項の①及び③に該当する場合における <u>処</u>	「関係条項」欄の「その他」の項の①及び③に該当する場合における <u>処</u>
5	<u>分</u> の内容の決定は、以下に定めるところによる。	<u>分等</u> の内容の決定は、以下に定めるところによる。
6		
7	1 確認検査が適確に行われなかったことにより建築基準適合判定資格	1 確認検査が適確に行われなかったことにより建築基準適合判定資格
8	者（以下「判定資格者」という。）が登録の消除等の処分等を受けた場	者（以下「判定資格者」という。）が登録の消除等の処分等を受けた場
9	合は、行為時に当該判定資格者の所属していた機関に対し取消し若し	合は、行為時に当該判定資格者の所属していた機関に対し取消し若し
10	くは業務停止命令又は監督命令の <u>処分</u> を行うこととし、具体的な <u>処分</u>	くは業務停止命令又は監督命令の <u>処分等</u> を行うこととし、具体的な <u>処</u>
11	の内容は、次に定める事項を加味して決定することとする。	<u>分等</u> の内容は、次に定める事項を加味して決定することとする。
12	(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
13	(6) その他 <u>処分</u> の内容を決定するに当たり考慮すべき事項	(6) その他 <u>処分等</u> の内容を決定するに当たり考慮すべき事項
14		
15	2 機関又はその役員が確認検査において著しく不適切な判断をした場	2 機関又はその役員が確認検査において著しく不適切な判断をした場
16	合には、当該機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の	合には、当該機関に対し取消し若しくは業務停止命令又は監督命令の
17	<u>処分</u> を行うこととし、具体的な <u>処分</u> の内容は、過失の程度、結果の重大	<u>処分等</u> を行うこととし、具体的な <u>処分等</u> の内容は、過失の程度、結果の
18	さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。	重大さ及びその社会的影響の大きさを踏まえて決定することとする。